

さいたま市告示第986号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和元年11月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 島忠さいたま中央店

所在地 さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社島忠

代表者氏名 代表取締役 岡野 恭明

住所 さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) さいたま市西区三橋五丁目1555番地

(変更後) さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称 (仮称) 島忠さいたま市中央区計画

所在地 さいたま市中央区上落合八丁目903番1 外

(変更後)

名称 島忠さいたま中央店

所在地 さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社島忠を含む3者 別表「小売業者一覧表（変更前）」参照。

(変更後) 株式会社島忠を含む3者 別表「小売業者一覧表（変更後）」参照。

(4) 変更の年月日

ア 令和元年7月22日

イ 大規模小売店舗の名称 平成31年3月1日

大規模小売店舗の所在地 平成30年10月16日

ウ 別表「小売業者一覧表（変更前）」及び「小売業者一覧表（変更後）」のとおりに変更

(5) 変更した理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所変更のため。

イ 店舗名称の決定及び住居番号が付定されたため。

ウ 小売業者の住所変更及び新規出店のため。

2 届出年月日

令和元年10月23日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和元年11月6日から令和2年3月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号

電話 048(840)6013

FAX 048(840)6160

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和元年11月6日から令和2年3月6日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

別表 小売業者一覧表（変更前）

小売業を行う者の住所変更								
No.	小売業者名	代表者名	住 所	屋号	主として 販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社島忠	代表取締役 岡野 恭明	さいたま市西区三橋 五丁目 1555 番地	島忠	日用品、家具	住所変更	令和元年 7 月 22 日	
2	未定 2 者 (食品スーパー、調剤薬局)	未定	未定	未定	食料品、日用雑 貨、医薬品	-	-	

別表 小売業者一覧表（変更後）

小売業を行う者の住所変更								
小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(新規出店)								
No.	小売業者名	代表者名	住 所	屋号	主として 販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社島忠	代表取締役 岡野 恭明	さいたま市中央区上落合 八丁目 3 番 32 号	島忠	日用品、家具	住所変更	令和元年 7 月 22 日	
2	角上魚類株式会社	代表取締役 柳下 浩三	さいたま市岩槻区美園東 二丁目 16 番地 5	角上魚類	生鮮食品	新規出店	平成 31 年 3 月 1 日	
3	株式会社アビメディカル	代表取締役 保田 裕司	大阪市都島区友洲町 一丁目 4 番 2 号	のぞみ薬局	医薬品	新規出店	平成 31 年 3 月 1 日	